



2023年5月18日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 山 善
 代 表 者 名 代表取締役社長 岸田 貢司
 (コード番号 8051 東証プライム)
 問 合 せ 先 責 任 者 取締役 常務執行役員
 経営管理本部長 山添 正道
 (TEL 06-6534-3003)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月18日、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議において、2023年6月27日開催予定の第77回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役会の運営に柔軟性を確保するため、取締役会の議長が取締役社長に限定されている現行定款第22条（取締役会の招集権者および議長）を変更し、その他の取締役が議長となることを可能とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第21条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> <p>第23条～第37条（条文省略）</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第21条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> <p>第23条～第37条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月27日（火）
 定款変更の効力発生日 2023年6月27日（火）

以 上